

自家用有償旅客運送制度の見直しについて（平成 27 年 4 月 1 日）

国土交通省では、地域の実情に応じた自家用有償旅客運送制度の見直しとして、実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大、希望する市町村等へ自家用有償旅客運送の事務・権限についての移譲を行うこと、「過疎地有償運送」の名称を「公共交通空白地有償運送」に改める等とし、下記のとおり改正を行いました。

「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について
「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について
「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について
「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について
「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

そのうち、練馬区福祉有償運送運営協議会に係るものは、おおよびとなります。

【改正の主な内容】

実施主体の弾力化

従来は、法人格のある非営利団体のみ
営利を目的としない自治会、青年団、観光関係の協議会など「権利能力なき社団」についても実施主体として認める。

旅客の範囲の拡大

従来は、旅客の対象が地域住民または実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定
地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを区市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できる。

希望する市町村等へ自家用有償旅客運送の事務・権限についての移譲を行う
従来は、国土交通大臣から各運輸支局長等に委任
事務・権限の移譲は、移譲を希望する区市町村に移譲（いわゆる「手挙げ方式」）